

4月分保育利用料等の請求について

新型コロナウイルス(COVID-19)への対応(第9報)

同封のとおり、2020年4月分の保育利用料等の請求をお知らせいたします。

この間、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言による登園自粛などにご協力をいただきありがとうございます。加えて、日ごろの生活のなかでも親子で手洗いや消毒の励行、お出かけなど活動の制約にご協力をいただき、重ねて感謝申し上げます。

以下、お送りする請求書について、登園自粛などに対する減免などの対応をとっていますので、お伝えいたします。当園としては、ご家庭の負担を少しでも軽減し、子育てを支えられるよう必要な配慮を続けていきます。感染症の拡大はまだ収束していませんし、油断できない状況が続くことを念頭に、引き続き、子育てを共に協力しあって、子どもたちの日常を守っていきましょう。宜しくお願いします。

4月分保育料の減免等の措置について

- ・保育利用料 ……通常、減免はしていませんが、今回は出欠日数に応じて減額しています。
3歳以上児や第2子以降の保育無償化対象家庭は請求がありません。
- ・給食費 ……1号認定子どもは、給食利用数に応じて請求します。2号認定子どもはお米代(主食費)となります。米飯会計は年間一括購入のため減免はありません。
- ・副食費 ……保育無償化による副食費が課される家庭について、半額に減額しています。
- ・延長保育料 A・B・C ……2・3号認定子どものうち、「短時間認定」のご家庭は利用に応じて請求。
※1号認定子どもは、4月分について暫定的に無償としています。詳しくは別紙。
- ・土曜・休業日保育 ……1号認定子どものみ、上記の無償化対象となります。
- ・PT会費 ……保護者の集まりであるPT会費を代理請求しています。

4月分利用料のお支払い期限は設けません(キャッシュレスご家庭まで訪問します)

引き続き緊急事態宣言が延長されていることから利用料のお支払い期限は設けないことにします。請求書には「5月20日まで」と記載がありますが、状況を見計らってお支払いください。

なお、キャッシュレス(クレジット・電子マネー)利用の方は、土日を含む都合の良い時間をお知らせ下されば、ご家庭まで決済端末を持参して訪問します。JAバンク口座引き落としのご家庭については、従来通り月末に引き落としをいたします。

休業・自粛などにより家計にお困りのご家庭はご相談ください

全国的な休業や自粛により、お勤めや家計収入に影響が出ているご家庭もあると思います。当園では保育利用料等について、家計状況の困難に応じて支払い延期や減額などのご相談に応じます。お困りの際は遠慮なくご相談ください。